

環境保護の実現と環境影響評価 (EIA)

—環境紛争処理における EIA の新たな機能—

石橋 可奈美

はじめに

1. 環境影響評価の定義と発展

1.1 定義

1.2 発展

2. 事前防止—予防原則・予防的アプローチと EIA

2.1 公海における EIA の実施状況

2.2 公海 EIA と予防的アプローチ

3. 事後救済—紛争処理手続における EIA

3.1 世銀の苦情申立制度 (compliance advisor ombudsman, CAO)

3.2 国際司法裁判所における環境影響評価の援用

3.3 その他の国際紛争処理機関等における EIA の援用

3.4 事後モニタリングの有用性

おわりに

はじめに

今日、さまざまな分野で環境影響評価 (EIA; Environmental Impact Assessment) は実施されており、またその効果が認められるようになってきている。その役割は、大別して 2 つに分けることができる。

第一に、環境損害発生を事前に防止するための手法として用いられる。環境影響評価の制度がもっともよく整備され、活用されるのは、この意味においてである。環境影響評価の原点は古くは、米国の環境影響評価法にその原型を見出すことができ、以降、国際社会でも次第にその役割が認識され、今日では、一般に環境配慮のための第一の方法として、環境影響評価を実施することが義務づけられると考えられるようになっている。

第二に、環境評価が事後救済、すなわち紛争処理手続の中で、一定の役割を果たす場合が指摘される。ここでいう紛争処理手続は、協議などを経て、準司法機関・司法機関によって審議される一連のプロセスを意味するが、そのプロセスの中で一種の「是正措置」や「救済措置」

として要請されたり命じられたりすることで、環境保護の実現につながる機能を発揮することがある。

昨今、極めて一般的に活用されている環境影響評価であるが、このようにその機能を改めて精査し、環境法体系の中で位置づけることは、環境影響評価の意義を問い直すためにとても重要であろう。第一の役割の中では、人権法の観点からも重要な動きとして見ることができるし、また、環境法体系の中で中核的理念とも言い得る予防原則又は予防的アプローチの実施の上では、環境影響評価の実施こそが、改めて、まず「前提」とも言い得るほどに重要であることも見えてくるだろう。また、本稿の著者は、かつてより長年、環境影響評価の第一の役割の重要性については論じてきたが、第二の役割について論じるのは今回の論文が初めてとなる。公海海洋生物資源保護に関する国連新条約策定の動きの中で、EIA の役割の重要性もまた改めてクローズアップされてきており、そうした流れの中で、今回、第二の役割を強調する必要があるのではとの着想に至った。

以上の観点から、本稿では、環境影響評価の定義や発展につき概観した後、環境損害の事前防止の意味で活用される環境影響評価と、むしろ事後救済、すなわち紛争処理の一環を成す意味合いの強い環境影響評価につき、事例に触れつつ整理していくこととする。本稿の主眼は EIA の環境紛争処理における新たな機能を認め、従来の研究から導き出してきた（はずの第一の意味での）EIA の機能について（改めて2つに）再構成することであり、そうした論文の性質上、これまでの研究成果の見直しの意味も含めて、従来の論考・考察に依拠しつつ検討を進めていることにつき予め断りおく。

1. 環境影響評価の定義と発展¹⁾

1.1 定義

EIA は、政策決定を導き出す際に用いられる環境影響評価書（environmental impact statement; EIS）を作成する一連の過程をいう。たとえば、エスボ条約は、EIA について、a procedure for evaluating the likely impact of a proposed activity on the environment と定義している（1条（4））。あくまで、環境保護実現を図るための手続法であり、具体的な環境保護基準を与える内容を有してはいない。いわば環境保護のための理念や政策を社会経済的発展及び政策決定過程へ組み入れるための重要な法的ツールであり、1972年のストックホルム会議の頃より発展した。

しかし、その内容についてはかなり幅を以て許容される手法である。例えば、後記するウルグアイ河製紙工場事件においては「各々の国家が、計画されている開発の性質や規模、環境への潜在的悪影響及び評価を実施するに際しての相当な注意を尽くす必要性に鑑みて、その国内

立法で、又は、事業の許可の過程で、各々のケースにおいて要求される環境影響評価の内容を決定する」(it is for each State to determine in its domestic legislation or in the authorization process for the project, the specific content of the environmental impact assessment required in each case, having regard to the nature and magnitude of the proposed development and its likely adverse impact on the environment as well as to the need to exercise due diligence in conducting such an assessment (para. 205)) と説明されている。

こうした定式化によれば、EIA の内容は特定されておらず、各々の国家は、「計画されている開発の性質や規模、環境への潜在的悪影響」に鑑みて、EIA を実施するということになるが、しかし、かといって、その内容が国家の裁量にすべて委ねられていると言っているわけではない。逆に、ILC の 2001 年の「越境損害防止に関する条約草案 (Draft Articles on Prevention of Transboundary Harm)」の 7 条 (Any decision in respect of the authorization of an activity within the scope of the present articles shall, in particular, be based on an assessment of the possible transboundary harm caused by that activity, including any environmental impact assessment) に関するコメントリーに従えば、①何が評価の内容であるべきかについての特定は、確かに国家の国内法に委ねられているが、7 条の目的からして、そのような評価には、活動の潜在的な越境悪影響についての評価が含まれなければならないこと、また、②評価は、活動が、他国の人や財産に対して及ぼすものだけにとどまらず、その環境に対する影響を含む必要があり、環境保護の重要性は、個人や財産に対する損害とは明確に区別して認識される必要があること、などが最低限踏まえらるべきであろう。

EIA の目的は、政策決定者に対して、計画されている活動の環境悪影響に関する情報を十分に与え、当該活動の実施の許容性についての確に判断することを可能にすること、また計画されている活動を実施する場合には、その環境悪影響を除去し緩和するための措置をとることを可能にすることにある。活動の実施に関する決定は、収集された情報によって影響されるべきことが前提になる。また、公衆の情報アクセス権との関連では、公衆に対して、政策決定への参加を確保するメカニズムを提供することが前提になる。

EIA を一般的に定式化したものとしては、リオ宣言の原則 17 が挙げられる。同原則は、「環境影響評価は、国内的手段として、環境に重大な影響を与えると予測され、かつ権限のある国家機関の決定に服する、計画されている活動に対して実施されなければならない」と述べている。リオ宣言の原則 17 に代表される EIA の国際法的位置づけに関しては、今日では国際慣習法としての地位が確立したと認識されている。判例としても、後記のウルグアイ河製紙工場事件は、越境環境損害についての事前の評価が、単なる条約上の義務ではなく、一般国際法上の義

務であることを確認した最初の事件であるとされている²⁾。

1.2 発展

EIA の最も初期のものとしては、1969 年の米国環境保護法 (NEPA; National Environmental Protection Act) がある。それ以降、EIA は多くの他の国内法システムにおいて次第に採用されるようになった。

そして同時期以降、国際法的にも EIA は次第に法的文書の中で言及されるようになっていった。1972 年のストックホルム宣言は、「合理的な計画は、開発の必要性和環境の保護向上の必要性との間の矛盾を調整する必須の手段」(原則 14) であり、また、計画は「環境に及ぼす悪影響を回避し、すべての人が最大限の社会的、経済的及び環境上の利益を得るよう、立案されなければならない」(原則 15) としてやや漠然とした表現ではあるものの、EIA の基礎を定めたと言ってよい。

この後、まもなく、EIA は越境 EIA とともに、より明確な形で定式化されるようになっていった。すなわち、1974 年には、北欧環境保護条約 (Convention on the Protection of the Environment between Denmark, Finland, Norway and Sweden) において、国内で行われる活動が他の締約国の領域に与える影響の評価を行うべきことが定められた。すなわち、同条約 6 条は、環境上有害な活動を行うことの許認可申請者に対して、他国での影響を評価するにあたって必要であると考えられるような、明細書、設計図及び技術仕様書の提出を要求する (Upon the request of the supervisory authority, the examining authority shall, insofar as compatible with the procedural rules of the States in which the activities are being carried out, require the applicant for a permit to carry out environmentally harmful activities to submit such additional particulars, drawings and technical specifications as the examining authority deems necessary for evaluating the effects in the other State) との規定を置いた。この北欧環境保護条約は地域条約ではあるものの、初めて越境影響に対する配慮を含めた EIA を拘束的文書において規定した事例として極めて重要である。

1980 年に入ると、EIA の導入はより一般化した。国連海洋法条約は、海洋環境の保護を一般的に規定し (192 条)、その関連で EIA についても「いずれの国も、自国の管轄若しくは管理下における計画中の活動が海洋環境に対して実質的な汚染をもたらすおそれがあり又は著しくかつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足る合理的な理由がある場合には、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行可能な限り評価するものとし、前条の方法によってその評価結果の報告書を送付する」(206 条) と規定した。1985 年の ASEAN 自然保護協定は、「締約国は、自然環境に重大な影響を及ぼすおそれのある活動を行おうとする提案が、できる限り、

その採用の前にその影響を評価するための手続に付されるよう約束し、また政策決定過程においてこの評価を考慮に入れる」(14 条) と一般的に規定し、さらに越境環境影響評価に関する規定を 20 条に掲げている。また、この年、EC の EIA 指令が採択され、各国の EIA 法制の整合性が図られるようになった。また、非拘束的文書としては、1986 年には環境と開発に関する世界委員会 (WCED) の法原則において「天然資源又は環境に重大な影響を与えるような活動を実行し又は許可することを計画している諸国は、当該計画活動の実行又は許可の前に、当該活動の影響の評価を行うか又は要求しなければならない」(5 条) とされたことや、1987 年の UNEP の共有天然資源行動原則が、越境影響を含めさらに一般的に、「国家は、天然資源を共有する一又は複数の国家の環境に重大な悪影響を与える危険を生じさせるような、共有天然資源に関する何らかの活動に従事する前には、環境影響評価を行わなければならない。」(原則 5) としたことなどが重視されるべきであろう。

また、この時期には開発行動に関連して資金提供を行う前提として、国際機関等が資金借入れ側に要求する新たなカテゴリーの EIA も出現した。すなわち、1980 年の世界銀行・地域開発銀行の経済開発環境政策手続、1984 年の世界銀行の環境政策手続、1985 年の OECD の開発援助環境影響評価勧告、1986 年の OECD の開発援助環境影響評価促進措置勧告、1989 年の世界銀行の環境評価業務指令等である。

1990 年代に入ると、拘束的文書においても EIA が重要な位置を占めるようになっていった。1991 年のエスポ条約 (Convention on Environmental Impact Assessment in a Transboundary Context)、(Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty) は、EIA に関して詳細な規定を置いた。地球サミットで採択された条約にも EIA に関する条項が挿入され、生物多様性条約は、「生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること」(14 条 1 (a)) との規定を置いた。また、気候変動枠組み条約では、やや漠然とした記述ではあるが、「気候変動に関し、関連する社会、経済及び環境に関する自国の政策及び措置において可能な範囲内で考慮を払うこと。気候変動を緩和し又はこれに適応するために自国が実施する事業又は措置の経済、公衆衛生及び環境に対する悪影響を最小限にするため、自国が提案し及び決定する適当な方法 (例えば影響評価) を用いること」と規定した (4 条 1 (f))。

地球サミットで採択された非拘束的文書にも EIA についての規定が見られた。先に触れたように、リオ宣言の原則 17 が「環境影響評価が、国内的手段として、環境に重大な影響を与える」と予測され、かつ権限のある国家機関の決定に服する、計画されている活動に対して実施され

なければならない」とした他、EIA はアジェンダ 21 の計画でも促されている。森林伐採、大気保護、エネルギー利用、脆弱な山の生態系、生物多様性の保全、バイオテクノロジーの管理、海洋と海の保全、真水資源の保全、有害化学物質の管理、下水、放射性廃棄物、など広範囲に渡って、環境影響評価が行われ、個人、グループ、組織が、EIA 手続に参加する必要性が要請されている (22 章)。さらに、森林原則宣言は、「国の政策は、諸活動が重要な森林資源に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、かつ正当な権限のある国家機関の決定の対象となる場合には、環境影響評価の実施を担保すべきである」(8 原則 (h)) とした。

2. 事前防止—予防原則・予防的アプローチと EIA

2.1 公海における EIA の実施状況

公海の海洋資源保護に関する EIA の制度は、このところ、新たな海洋環境保護に関する国連新条約の策定の動きの中でも、最も注目され、しかも海洋保護区の設置とは異なり、確実に制度化が可能なオプションとして、新条約の重要な柱の一つ、すなわち公海海洋資源保護のための重要なツールとして検討されている。本章 (2-1 及び 2-2) では前稿 (石橋 2015:13-15) で見た公海海洋資源保護に関する国際法制度に関する考察から EIA に関する部分を引用しつつ、必要に応じて加筆整理しながら論じることとする。

そもそも、公海の海洋資源保護以前に、国家の管轄権内である領海や、国家の排他的管轄権は及ばないが、主権の権利が及ぶ排他的経済水域及び大陸棚など、開発行為が実施されれば環境汚染が越境し、海洋生物資源の保全に悪影響を与えるような場合、EIA の実施の必要性は認識されていた。例えば条約レベルでは、地域条約ながら、オスパール条約 (北東大西洋の海洋環境保護条約、Convention for the Protection of the Marine Environment of the North-East Atlantic) にその動きを見ることができる。

オスパール条約は、6 条で海洋環境に関する調査 (joint assessments of the quality status of the marine environment (6 条 (a)) 及びその検証 (joint assessments of the quality status of the marine environment (6 条 (b))) を締約国に義務づけるとともに、その詳細な内容を附属書 IV (海洋環境の質に関する評価) に定めている。附属書 IV によれば、繰り返し調査を行うという意味でのモニタリング (“monitoring” means the repeated measurement) を締約国に義務づけており、調査対象としては、(a) 海洋環境及びその構成要素 (海洋水、堆積物、生物相) についての調査、(b) 海洋環境へ悪影響を与える可能性のある活動、自然由来の又は人的要因についての調査及び (c) 実際に生じた影響についての調査の 3 つを掲げている (1 条 1)。モニタリングは、条約の遵守確保のためになされ得ることが明記されており (1 条 2)、主として事前防止、すなわち

予防原則、予防的アプローチに資することを念頭に置いている制度であると言える。

また、国連海洋法条約には、「いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における計画中の活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行可能な限り評価するものとし」(206 条)として、環境影響評価を行う一般的義務についての規定が存在する。しかし、同条はいかなる EIA がなされるべきかについてはとくに規定していない。

こうして、国連海洋法条約の規定が一般的な義務規定に留まっているため、国家は各国が加盟している地域漁業管理機関 (regional fisheries management organizations; RFMOs) において環境影響評価の手続が定められていればそれを実施することになるが、各々区域ごとの実施に留まり、全体として統一性がないまま実施されているというのが実情である。しかし、他方で、こうして、海洋環境保護のために様々な活動に関して環境影響評価の実施は不可欠だとの認識が、すでに国際社会で醸成されていることは非常に評価できる³⁾。

2.2 公海 EIA と予防的アプローチ

前述のように、公海 EIA が急速に発展しつつあることは、一般に海洋保護において予防的アプローチが採用されていることとの関連で非常に意義がある。というのも、EIA は、予防原則、予防的アプローチに沿った環境保護の実現を可能にする法技術であるからである。

先にみたように、リオ宣言の 17 原則は、EIA が、計画された活動が、環境に重大な影響を与える可能性のある場合 (proposed activities that are likely to have a significant adverse impact on the environment) に実施されることを要求している。EIA が必要かどうかを判断する際の科学的証明の程度は、かなりの程度まで低められていることがわかる (Principle 17 sets a low threshold of proof when deciding whether an EIA is necessary)。また、国連海洋法条約 206 条についても、「海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由 (“reasonable grounds for believing that planned activities ... may cause substantial pollution of or significant harmful changes to the marine environment) 」を要件としているに過ぎず、この意味で、リオ宣言 17 原則と同様である。こうして環境影響評価の実施はほぼ必然的になされる体制が整いつつあるのであり、予防的アプローチに基づく公海海洋資源管理にとって極めて重要な手法であることは確かである。

公海海洋資源管理に関連する他の条約を見ても、EIA 自体の実施についてはまず問題なく実施されるようになっていることがわかる。しかし問題は、その実施の態様であろう。実施がなされても、その範囲が限られていたり、また実施項目が十分でなかったりした場合には、

たとえば、実質的にその効果が損なわれるということにもなりかねない。実際、国連公海漁業実施協定 (United Nations Agreement for the Implementation of the Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks; UN Fish Stocks Agreement) においては、「漁獲その他の人間の活動及び環境要因が、漁獲対象資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種に及ぼす影響を評価すること」(5条(d))と定め、ごく限られた範囲での環境影響評価を義務づけるにとどまっている。

また、これを補完するべく採択されたFAOの1995年責任ある漁業のための行動規範 (1995 Code of Conduct for Responsible Fisheries) であるが、非拘束的文書であるため、どこまで公海海洋資源保護に貢献できているかという点に関しては、やはり限界があることは否めない。しかし、FAOはその後も、少しずつEIAの整備を行ってきており、2003年には漁業への生態系アプローチに関する技術的ガイドライン (FAO Technical Guidelines on the Ecosystem Approach to Fisheries)⁴⁾を採択して、漁業に関して生態系アプローチをとることの意義を確認するとともに、実務上必要なガイドラインを整備した。また、2009年には、深海底の漁業に関するガイドラインも整備し、脆弱な海洋生態系 (vulnerable marine ecosystems (VMEs)) に重大な悪影響を与えないよう防止措置を講ずることを要請した⁵⁾。深海底など、セクター別のアプローチではあっても、重要な試みと評価できる。

他方で、生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity; CBD) には、かなり重要な動きが見られる。CBDは、締約国は「生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続きを導入」(14条) するとして一般的な義務を定めるとともに、EIAについて、詳細なガイドラインを策定した⁶⁾。それによれば、EIAは、「計画されたプロジェクトや開発の起こり得る環境影響について評価するプロセスであり、その影響には、社会経済的、文化的及び人間の健康に対する影響が含まれ、好影響と悪影響の両方を含むものとする (a process of evaluating the likely environmental impacts of a proposed project or development, taking into account inter-related socio-economic, cultural and human-health impacts, both beneficial and adverse)」と定義されている (para.5)。そして、そのプロセスは、EIAを実施するかどうかに関する選別、実施の範囲の確定、公衆参加に基づく影響評価書の作成、それに基づき計画を実施するかどうかの政策決定、実施後のモニタリングと評価、など、一般にEIAに必要とされる一連の要素をすべて網羅する、非常に優れた構成となっている (パラ5(a)以下)。

また、2006年に作成された生物多様性条約の改訂ガイドラインは、2009年にワークショップ

で国家の管轄権を超える区域に関する議論や、また 2010 年に採択された愛知目標 6 (2020 年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、・・・絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる)⁷⁾も踏まえ、2012 年に正式に採択された⁸⁾。同ガイドラインによれば、CBD は海洋生物資源保全のため計画されている事業ごとのレベルではなく (これが EIA である)、もっと包括的な観点から、プロジェクトや計画の段階から環境影響評価を行い、それに基づいて計画の実施を政策決定していく戦略的環境影響評価 (SEA) を行うことも念頭に置いており、とくに公海における資源管理の困難さを考えるとき、重要な手法であると言える。

しかし、CBD のガイドライン自体も、国家の管轄権を超える区域において実施される EIA は、国家の管轄内に留まる EIA とは異なり、実施が困難である点を指摘している。したがって、同ガイドラインが挙げているように、まずは、国家の管轄権を超える海洋生態系に関して、これまで人間活動や自然災害の悪影響をどのように受けてきたか、またそうした影響への緩和措置が取られた場合にその効果はいかなるものであったかについて、より認識を深めること (acquisition of better knowledge on marine ecosystems beyond national jurisdiction...on how those ecosystems have responded to past human impacts and natural forces, and how effective mitigation measures have been when they have been applied) が今後の法制度の整備のために急務であると言える。

3. 事後救済—紛争処理手続における EIA

3.1 世銀の苦情申立制度 (compliance advisor ombudsman, CAO)

世銀は早くから環境影響評価に関する規定の整備を行ってきたが、ここに来て、環境影響評価に重要な変化をもたらす制度を構築している。それが、いわゆる、パフォーマンス・スタンダードの遵守管理のための特別のシステムとしての苦情申立制度である。本苦情申立制度には、「事後のモニタリング」制度があるが、この事後のモニタリングが、環境紛争の実質的解決に極めて効果的に貢献している様子が窺えることにつき、注目したい。

具体的には、国内での投資紛争処理において徐々にその成果を挙げつつある。以下、フィリピン及びインドネシアの事例をしてみることにする。なお、この事例の説明についての記述は、投資に関する拙稿 (石橋 2014:66-67) に依拠した。

① フィリピンにおける CAO による実質的「事後モニタリング」

フィリピンにおいて、IFC は水力発電所の建設に融資したが、住民から別の土地への移住

を余儀なくされ共同体の財産、土地及び生活を収奪するものであり、新たな仕事や経済的利益が与えられるべきことを要求された。CAOの環境影響評価に基づく調査を経て、当事者間で合意が成立し、住民は、仕事などの面で経済的利益を受けられること、整備されたインフラへのアクセスが可能であることで解決を見た。この合意の実施につき、CAOが12か月間、環境に悪影響が生じていないかどうか、いわゆる事後のモニタリングをすることも決定された⁹⁾。環境影響評価が、事実上、紛争解決に寄与した重要な事例である。

② インドネシアにおける CAO による「事後モニタリング」

インドネシアにおける事例では、CAOの果たした機能がより鮮明になっている。すなわち、多国籍企業のウィルマー・インターナショナルが、パーム油の製造において共同体の同意や環境影響評価がなされずに土地の開墾を行ったなど、IFCのパフォーマンス・スタンダードを遵守しなかったとして、住民から申立がなされた。CAOは環境影響評価に基づき、プランテーションに使用されていない土地についての住民の使用の確保、使用された土地についての賠償、共同体全体に資する投資、などについて住民と合意を取り付け、紛争の解決を導いた他、CAOが事後のモニタリングを行い、遵守状況を監督するとすることで、紛争解決に導いた¹⁰⁾。

こうした世銀のEIAの活用はあくまでも国家を通じた間接的なもの、しかもあくまで世銀の融資したプロジェクトにかかわるもの、という限定されたものではあるものの、環境悪影響の被害に曝された現地住民がIFCスタンダード違反について直接申立をすることができ、環境影響評価を通じて迅速かつ柔軟な解決が図られるという点、また解決のための措置が履行されているかについての事後的なモニタリングがなされる点でかなり有用と思われる。

3.2 国際司法裁判所における環境影響評価の援用

国際司法裁判所において、環境影響評価の実施の必要性を前提として紛争解決がなされた事例はいくつかある。なお、環境影響評価の実施の必要性に直接言及していなくても、環境悪影響について争いがある場合に、当事国間での「協議」が要請されることがある。本稿では、この「協議」の中に、越境「環境影響評価」の実施の要請が事実上組み入れられているものとみなし¹¹⁾、その事例としてガブチコヴォ・ナジマロシュ計画事件 (Gabčíkovo-Nagymaros Project (Hungary/Slovakia))、また、正面から環境影響評価の適否についての判断を行ったケースとして、ウルグアイ河製紙工場事件 (Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay)) を考察する。なお、事案の説明については石橋 (2014 (a)) を引用した。

① ガブチコヴォ・ナジマロシュ計画事件¹²⁾

本件では、ハンガリーとスロヴァキアが締結した1997年条約の解釈によって判断がなされた。

すなわち、同条約では、両国間の国境の一部ともなっているダニューブ河に 2 つのダムを建設し (1 つは当時分離独立前のチェコスロヴァキア領内に位置するガブチコヴォ、他の 1 つはそれより下流のハンガリーに位置するナジマロシュにおけるダム建設)、それらのダムの統合的な稼働により水利用を図るとしたものであった。ハンガリーは国内で環境保護の観点から反対運動が高まったため、自国に建設すると合意したダム建設を中止したところ、チェコスロヴァキアは、自国領内のガブチコヴォにダム (条約で合意した計画を一部修正したヴァリエント C とされるもの) を建設し、そして、ダニューブ河の水を一方的に分流させ又当該ダムを稼働させた。紛争は ICJ に付託され、ICJ はスロヴァキアが自国領域内にヴァリエント C を建設する権限はあるが、それを稼働させるため一方的にダニューブ河の水を分流させた行為については条約に反する旨判示した。

本稿の観点からとくに注目すべきは、この判決において、ICJ が、1997 年条約解釈に基づき淡々と法的判断を下しながら、他方で以降の最終的な問題解決、つまりは、紛争の実質的な解決のため両国に「協議」するよう促したという点にある。すなわち、裁判所は、

「これらの問題について最終的な解決がどのようなものであるべきかについて、裁判所は判断しない。1977 年条約の目的に照らして、共同かつ統合的な方法で、また、国際環境法や国際水路に関する国際法の諸原則の規範も考慮に入れ、解決を見出すのは、当事国自身である。・・・本件においていわゆる「合意は拘束する (*pacta sunt servanda*)」の法によって要求されているのは、1969 年ウィーン条約 26 条に規定されているように、当事国が、条約の共同的な文脈で、解決策を見出すという点にこそある」¹³⁾

として、両国が協議に入ることの必要性を強調した。「最終的解決」としていかなるものを想定しているかであるが、「国際環境法や国際水路に関する国際法の諸原則の規範も考慮に入れ」と付言されていることから、申し立てられている環境損害やそれを踏まえて (すでに建設されてしまった) ダムを今後いかに稼働させるかなどに対する対処と解することができる。とすれば、まずは環境影響評価が行われ、環境汚染を生じさせないダムの稼働につき対応策が協議されるべきことが要請されていると解することができよう。黙示的ながら、ICJ が環境影響評価の紛争解決における有用性を踏まえているからこそ、の前記のような要請であると推察する。

② ウルグアイ河製紙工場事件¹⁴⁾

本件では、ICJ は、環境影響評価が適切に実施されたかについて判断を行い、それに基づき最終的な判決を下している。前述の事例と関連するが、ウルグアイからは同国が河川汚染をしていないことの 1 つの証拠として、計画着工前に実施された環境影響評価の結果が強調された。すなわち、ウルグアイは、事業の実施においては、IFC のパフォーマンス・スタンダードに従

い、環境影響評価を受けて事業の実施に至っており、環境保護基準としては同機関のような国際機関によって作成されたものが重視されるべきことについて主張したのである (...expert statements and evaluations issued by a competent international organization, such as the IFC, or those issued by the consultants engaged by that organization should be regarded as independent and given “special weight” (para.166))。

これに対して、ICJ は、ウルグアイの製紙工場の操業についてはすでに国際的な環境保護基準をクリアしており、正当であるというような形では明言を避けている (para.167)。しかし、他方で、実際の判断においては、たとえば、アルゼンチンがウルグアイの環境影響評価が不十分であった 1 つの理由として製紙工場の立地としてフライベントス (Fray Bentos) 以外の場所を代替案として考慮しなかったとした点つき、ICJ は、IFC によってなされた環境影響評価 (CIS) で、他の 3 つの場所も考慮された上、最も悪影響が少ないと考えられたフライベントスに決定された旨言及し、アルゼンチンの主張を認めていない (para.210)。また、アルゼンチンが工場の建設についての影響を受ける地域住民の同意を得ていないという主張に対しても、2005 年 6 月から 11 月にかけて IFC から委託された非営利団体が企業、NGO、住民 (農業や漁業従事者を含む) などにインタビューを行っており、さらに環境影響評価書のドラフトを開示して意見聴取の機会も設けていることから、アルゼンチンの主張は認められず (para.218)、影響を受ける住民らとの協議は行われていたと認定した (the Court finds that consultation by Uruguay of the affected populations did indeed take place (para.219))。こうした ICJ の判決理由を見る限りにおいては、ウルグアイの製紙工場の操業に関して IFC のパフォーマンス・スタンダード及び CAO を通じての環境影響評価が適切なものとしてなされていることについての一定の評価が存在していると窺われる。

ただし、本件では議論にならなかったが、いったいどこまで、ICJ が EIA の適否 (十分性) について判断できたのかについての疑問は残る。

この点、ICJ は次のように判示している。

「ウルグアイ条約 41 条 (a) に基づく保護保全の義務は、開発行為が、とくに共有資源であるような状況で重大な越境悪影響を引き起こす可能性がある場合において環境影響評価を実施する一般国際法上の義務があるとする近年諸国家の間で認識されている実行に一致するよう解釈されなければならない。さらに、河川の制度又は水質について責任を有する事業を計画している関係国がその事業から生じうる潜在的な悪影響についての環境影響評価を実施しなかった場合には、相当な注意及び相当な警戒の義務が果たされていなかったとみなされ得る」(para.204)

このことから、少なくとも、EIA は越境損害の防止及び管理における相当な注意義務にとつ

て不可欠の要素であり (EIA is a necessary element of the general obligation of due diligence in the prevention and control of transboundary harm)、当該義務の内容は、時代により、また、関係当事国の能力や事案の性質によって変化しうるとしても、①重大な越境損害を生じさせるおそれのある計画の実施に先立ち、適切な状況で、実施されなければならないことや、②いったん、操業が開始された後も必要に応じて、計画の最初から最後まで、環境に対する影響についての継続的なモニタリングがなされなければならないこと (para.205) について、そうした要素を含むような EIA でなければならない、ということが見て取れる。

3.3 その他の国際紛争処理機関等における EIA の援用

その他、看過できないのが、人権関係の諸委員会の紛争解決手続きにおける EIA 実施やその適否に関する審査の重視の方向性である。ここでは、これまで本研究者が人権法アプローチの適用による紛争解決の事例として扱った諸事例の中から、角度を絞り、EIA の実施を通じた政策決定過程への参加や司法参加などの手続的権利の実現を通じて紛争解決が図られた事案を取り上げ、指摘してみたい。事案の事実や認定の説明については、石橋 (2014 (b)) をほぼそのまま引用している。

① オゴニランド事件 (Ogoniland case)¹⁵⁾

ナイジェリアのニジェール河下流域に広がるいわゆるニジェールデルタが、シェルの石油開発によって汚染され、先住民であるオゴニ族の人々が人及び人民の権利に関するアフリカ委員会に対して提訴した事案である。本委員会は、ナイジェリア政府の人及び人民の権利に関するアフリカ憲章の各条違反 (健康権 (16 条)、環境権 (24 条) 等) を認定したが、手続的権利としても、科学的モニタリングの実施ないし許可、大規模な開発に先立つ環境影響評価の実施及び公表、モニタリングの実施、有害物質や有害な活動についての情報提供、個人の政策決定過程への参加などの要求が満たされていないことについて指摘した (Ogoniland case, para. 53)。この事案の場合には、実体的権利と手続的権利の双方ともに判断の基準とされているため、EIA の援用による紛争解決事案とは言えないかもしれないが、しかし、EIA の実施の過程で必要とされる諸要素のほぼすべてを挙げており、非常に評価できる。

なお、この事案と関連して、2011 年に UNEP が詳細な環境影響評価を行い、汚染除去についての提言を行った¹⁶⁾。しかし、その後も何ら汚染除去がなされないまま放置されてきたが、このほどようやく政府として汚染除去に着手すると報道がなされている¹⁷⁾。時間はかかったものの、ようやく汚染除去がなされるとすれば、環境影響評価が紛争解決処理に道筋をつけたと評価することもできよう。

- ② エンドロ族を代表するケニア少数民族開発センター及び国際少数民族権利団体対ケニア (Centre for Minority Rights Development (Kenya) and Minority Rights Group International on behalf of Endorois Welfare Council v. Kenya) 事件¹⁸⁾

本稿の観点からして重要なのは、以下のように、アフリカ人権委員会が、エンドロ族の手続的権利として、EIA の重要な要素であるところの、情報へのアクセス権や公衆参加の権利が侵害された旨認定している点である (The African Commission notes that its own standards state that a government must consult with respect to indigenous peoples especially when dealing with sensitive issues as land. The African Commission agrees with the Complainants that the consultations that the Respondent State did undertake with the community were inadequate and cannot be considered effective participation. The conditions of the consultation failed to fulfil the African Commission's standard of consultations in a form appropriate to the circumstances. It is convinced that community members were informed of the impending project as a *fait accompli*, and not given an opportunity to shape the policies or their role in the game reserve (para.282))。

- ③ タスキン他対トルコ (Taşkin and others v. Turkey) 事件¹⁹⁾

トルコのイズミール州に所在するベルガマにおける金採掘による環境汚染の事例である。欧州人権裁判所は、国家の有する手続的義務の側面を強調し、私生活及び家族生活の尊重についての権利を定めた欧州人権条約 8 条のいわば保障措置 (safeguards) としての手続的権利を確保する目的で、適切な調査及び研究 (appropriate investigations and studies) の実施、公衆の情報へのアクセス、実効的な法的救済を与えるための政策決定過程の整備などの必要性を判示した (paras. 118,119)。これらはまさに EIA の過程で必要となる重要な要素であり、本件の紛争処理において、実質上、環境影響評価制度がないかあったとしても実施されていなければ実現されない、こうした手続的諸権利の侵害を認定したのであり、EIA の実施の環境紛争処理における有用性についての検証を行っている本稿の観点からして極めて重要な示唆を与える判決であると言える。

- ④ サラマカ族対スリナム事件 (Saramaka People v. Suriname)²⁰⁾

スリナムが多国籍企業に与えた金採掘のコンセッション実施に際し、サラマカ族の土地が汚染され、天然資源に悪影響が生じたことから、スリナムの、米州人権条約 21 条に定める財産権に対する侵害及び条約違反が認められた事件である²¹⁾。

米州人権裁判所は、国家は共同体と、当該共同体の土地や天然資源に影響を与える可能性のある、計画されているコンセッションや他の活動について、協議し、事前の環境影響評価、社会影響評価が行われずコンセッションが与えられてはならないこと、またコンセッションの付

与による計画実施に際しては計画から共同体が合理的な利益を得ることを補償しなければならないとした。とくに、大規模な開発投資の場合には、国家は単なる協議に留まらず、共同体の慣習と伝統に従い、共同体の自由な、事前のかつインフォームドコンセント (free, prior, and informed consent, according to their customs and traditions) を得なければならないとした²²⁾。

判決が紛争解決におけるEIAの有用性に依拠していたことは、その後の経過からも明白である。判決後、スリナムは新たな金採掘のコンセッションを多国籍企業と締結したが、裁判所は、そのコンセッションに先立ち、依然として事前の環境影響評価、社会影響評価 (environmental and social impact assessments preceded the concession) がなされていないことを問題とし、2013年スリナムに対して判決の履行状況に関する包括的な報告書の提出を義務づけた (他方でサマラカ族が求めたコンセッションの中止等の暫定措置命令については却下した) これは、紛争処理における。いわば一種の「事後モニタリング」ともいえ、本稿の観点から非常に評価できる²³⁾。

⑤ サラヤク村キチュア族対エクアドル事件 (Kichwa Indigenous People of Sarayaku v. Ecuador)²⁴⁾

エクアドルのアマゾンの南部サラヤクに居住し、漁業・農業・狩猟等で生計を立てていた先住民であるキチュア族が、アルゼンチンの石油会社 (Compania General de Combustibles (CGC)) による石油採掘行為による土地の破壊 (爆薬の使用)、河川の汚染等について2003年に米州人権委員会へ救済を求め、また2009年に米州人権裁判所へ提訴した事件である。CGCはエクアドル政府からコンセッションを得て同採掘行為を行っていた。米州人権裁判所は、エクアドル政府が、キチュア族と最初に協議を行うことなく、その土地につきアルゼンチンの石油会社に採掘させることを認めたことは、キチュア族の「自由で、事前の、かつインフォームドコンセント (FPIC (free, prior, and informed consent))」なく、その財産や権利に潜在的に悪影響を与えるいかなる決定もなされない権利を侵害し、国際法 (米州人権条約やILO169号条約に言及) にも国内法 (エクアドル憲法) にも反していると判断した²⁵⁾。この判決には、Saramaka People v. Suriname事件が影響を与えたと広く一般に認識されており、事実より明確に、キチュア族のエクアドル政府の政策決定への参加の権利を認めていることから、紛争解決におけるEIAの有用性を示しているものと言える。

以上掲げた5つの事例を見れば明らかであるように、「環境影響評価」の不実施や「環境情報へのアクセス」を確保していないこと、政策決定過程や実効的救済を得るための司法への公衆参加が確保されていないこと、事前協議や事前同意の義務が果たされていないこと、といったEIA実施上の諸要素と関連する各手続的義務違反の認定により、実質的に救済が図られ紛争解決がなされている。

3.4 事後モニタリングの有用性

事後救済の局面、すなわち環境紛争処理において EIA が果たしうる機能として、とくに重要なのが、事後モニタリングを通じたものであると考えられる。裁判所が判決の履行に関する報告書の提出を求めた前記のいわゆる「事後モニタリング」は、特殊な例であるが、そもそも、環境影響評価における事後モニタリングは、初期の代表的な例として言及されるエスポ条約及び南極条約環境保護議定書に規定され、その後徐々に制度化され、確立してきたものである。初期においては、制度としての脆弱な部分も有しており、たとえば、エスポ条約において、事後モニタリング、すなわち事業開始後の分析をするかどうかは締約国の任意に留められていた(7条)。すなわち、関係国のいずれかの要請に基づいて事業開始後の分析の必要性や程度が決定される。任意規定という意味では弱いですが、しかし、付属書Vには、その目的が掲げられておりこの制度の発展段階のものとしては十分に評価できる。他方、南極条約環境保護議定書の場合にも制度としての弱さは存在し、それはEIAの実施内容につきいわゆるスクリーニング(選別)がなされることに起因する。ただし、南極条約環境保護議定書の場合、事業開始後の分析は「最初の環境評価」のみで実施されている活動についても、また、「包括的環境評価」を経て実施される活動にも義務的に行われる。また、内容的にも、エスポ条約が、活動の条件に関するモニタリング、越境悪影響の確認、過去の予測の検証等に留まっているのに比較して、「適切な場合には、活動の停止、中止、変更のために必要な情報の提供」に言及しており、より厳格な規定であると考えられる。

こうした事後的なモニタリングは、それが紛争処理手続における一つの手段として用いられれば、紛争解決を容易にし、また、「適切な場合には、活動の停止、中止、変更のために必要な情報の提供」など、開発行為の停止や修正、また公衆への情報提供なども、再度可能にする点で、大変有用であると考えられる。

おわりに

本稿では、今日、地球環境保護の実現のための手法として、多用されるようになっている環境影響評価につき、環境法体系の中の様々な局面の活用されている状況を整理し、一括して概観することで、その特性を改めて考察したものである。これまで、事前防止のため、すなわち予防原則や予防的アプローチを具体化させる上で必要な手法と位置づけられてきた感のある環境影響評価であるが、本稿を通じた分析により明らかとなったのは、その事後救済の局面での機能であった。

このことは、とくに、環境影響評価の「事後モニタリング」を通じて、可能になると理解で

きる。環境影響評価が、単に、事業や計画、プロジェクトの実施前の一時的な作業ではなく、事業開始後の計画変更の必要性の検討や事後モニタリングを含む一連のプロセスとして確立してきていることは、環境保護の実現の上で、とくに重要であるといえよう。

国連を中心とした海洋法秩序に大きな変化が起きつつあり（公海海洋資源の保護に関する新条約策定と生物多様性条約との緊密な連動状況）、国際環境法体系は、また新たな段階を迎えつつある。その最もホットな変化、公海資源保護に関する国連新条約の策定と、生物多様性条約との連携の確固とした要が、実は、この環境影響評価にあるということが、看過できない。本稿の著者は、実体法の部分では、人権法が環境法秩序の支柱としての機能を果たしているのではないかと、と常々考えてきたが、このところ起こった海洋法秩序の変容の兆し、揺れのうねりの中で、改めて環境影響評価の環境法体系における価値や意義について分析しなければならないとの衝動に駆られた。もちろん、これまでは、環境影響評価も手続法として、人権法の一部として位置づけてきたのだが、それだけでは済まないような、突出した機能が認められるような気がしてきている。

環境影響評価は、こうして、いつの間にか、国際環境法体系の中で、分野横断的に大きな役割を担おうとしている。鳥瞰的な視野を以て、今後もその活用のされ方、機能のあり方に注目していかななくてはならないと強く感じている。

注

- 1) 石橋 1997:254-258.
- 2) Boyle 2011:1.
- 3) *Ibid.*
- 4) FAO, *available at*: <http://www.fao.org/docrep/005/y4470e/y4470e00.htm>.
- 5) FAO, *available at*: <http://www.fao.org/fishery/topic/166308/en>.
- 6) COP 8 Decision VIII/28, Impact assessment: Voluntary guidelines on biodiversity-inclusive impact assessment, *available at*: <https://www.cbd.int/decision/cop/?id=11042>.
- 7) Ministry of Environment, *available at*: http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_03.html.
- 8) UNEP/CBD/SBSTTA/16/INF/16,11 April 2012, *available at*: <https://www.cbd.int/doc/.../sbstta-16-inf-16-en.doc>.
- 9) CAO, “Philippines / Ambuklao-Binga Hydroelectric Power-01/Binga,” *available at*: http://www.cao-ombudsman.org/cases/case_detail.aspx?id=85.
- 10) CAO, “Indonesia / Wilmar Group-01/West Kalimantan,” *available at*: http://www.cao-ombudsman.org/cases/case_detail.aspx?id=76.
- 11) たとえば国際裁判所が紛争当事国間での「協議」を要請し、実際には「環境影響評価」を含む紛争解決を求めた事例としては、初期のものとしてラヌー湖事件が、また最近の事例としても、インダス川キシヤンガンガプロジェクト事件がある。ラヌー湖事件（Lake Lanoux Arbitration (France v. Spain)）は、フランスが、水力発電のためラヌー湖の水を取水し、その水をアリエージュ川に還流させ、キャロル川を通じてスペイン領域に流れる水路に悪影響を与えたとして、争われた事件である。判決は、信義則

(principle of good faith) に基づき、フランスの事業は条約違反には該当しないとしたが、ただし、両国間での協議・交渉の義務は、単に形式であってはならず、信義則を満たすものでなければならないとして、協議・交渉の義務の重要性を強調した。これに対して、同じく初期のものであるが、オランダとベルギーが、ミューズ河からの取水により交通手段としての航行可能な運河を運営していたものの、石炭産業の発展に必要な工業用水のさらなる取水について、両国ともに十分な取水ができなくなったとして紛争が付託されたミューズ河事件 (Diversion of Water from the Meuse) においては、適用可能な条約解釈に基づく法的判断が下されたに留まり、オランダとベルギーの過剰取水や取水競争の問題についての「協議」の要請はとくになされなかった。そうしたところ、両国を含む流域国は改めて環境問題を含め、2002年ミューズ河条約の採択に至っている。このことは本稿の観点からして、極めて重要な点である。最後に、インダス川キシャンガンガプロジェクト事件 (Indus Waters Kishenganga Arbitration (Pakistan v. India)) とは、インダス川流域で計画された水力発電に関する紛争である。インドとパキスタンは、1960年にインダス川の水利用に関する条約を締結していた。ところが、インドのダム建設が、カシミール地方で問題となり、パキスタンは、インドが、キシャンガンガ川の分流を行ったことが、1960年条約に反するとして、2010年PCAに基づく仲裁判断を求めた。2013年の中間判決 (2月18日) で、仲裁裁判所は、インドのダム建設は、条約が認めたプロジェクトの一環として許容されるが、インドは水流のレベルを一定に維持する義務があり、そのレベルについては、最終判決で決定されるとした。最終判決 (12月20日) では、インドは流量につき常時9立方メートルの水量を維持することとされたが、他方で、両国は、常設委員会を通じて再度「協議」することが要請され (either India or Pakistan may seek reconsideration of this decision through the Permanent Indus Commission and the mechanisms of the Indus Waters Treaty after a period of seven years from the first diversion of water from the Kishenganga/Neelum River)、やはり本稿の観点から重要な判決が下されている。Final Award, available at: http://www.pca-cpa.org/PK-IN%20Final%20Award%2c%2020%20December%202013d770.pdf?fil_id=2471.

- 12) Gabčíkovo-Nagymaros Project (Hungary/Slovakia), Judgement, available at: <http://www.icj-cij.org/docket/files/92/7375.pdf>.
- 13) *Ibid.*, paras 141-142. これに従い、両国は新たな条約策定の努力のため協議を行うが、不調に終わり、スロヴァキアは、ICJに追加的な判決を求めた。
- 14) Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay), available at: <http://www.icj-cij.org/docket/files/135/15877.pdf>.
- 15) Decision Regarding Communication 155/96 (Social and Economic Rights Action Center/Center for Economic and Social Rights v. Nigeria). Case No. ACHPR/COMM/A044/1, 27 May 2002, available at: <http://www.cesr.org/downloads/AfricanCommissionDecision.pdf>.
- 16) Decision Regarding Communication 155/96 (Social and Economic Rights Action Center/Center for Economic and Social Rights v. Nigeria). Case No. ACHPR/COMM/A044/1, 27 May 2002, available at: <http://www.cesr.org/downloads/AfricanCommissionDecision.pdf>.
- 17) Guardian, “Nigerian government finally sets up fund to clean up Ogoniland oil spills,” available at: <http://www.theguardian.com/environment/2015/aug/07/nigerian-government-finally-sets-up-fund-to-clean-up-ogoniland-oil-spills>.
- 18) Centre for Minority Rights Development (Kenya) and Minority Rights Group International on behalf of Endorois Welfare Council v. Kenya, 4 February 2010, available at: <http://www.refworld.org/docid/4b8275a12.html>.
- 19) Application no. 46117/99, Judgment, 10 November 2004, available at: <http://worldlii.org/eu/cases/ECHR/2004/621.html>.
- 20) Inter-Am. Ct. H.R. (ser. C) No. 172 (28 November 2007), available at: http://www.corteidh.or.cr/docs/casos/articulos/seriec_172_ing.pdf.
- 21) *Ibid.*, para. 214.

- 22) *Ibid.*, paras. 129 and 134. See also, para. 214-5, saying as follows: “The State shall ensure that environmental and social impact assessments are conducted by independent and technically competent entities, prior to awarding a concession for any development or investment project within traditional Saramaka territory, and implement adequate safeguards and mechanisms in order to minimize the damaging effects such projects may have upon the social, economic and cultural survival of the Saramaka people.” The Special Rapporteur on the rights of indigenous peoples has also explained in a report to the Council by mentioning this case as follows, “As instructed by the Inter-American Court of Human Rights in *Saramaka v. Suriname*, principles of consultation and consent together constitute a special standard that safeguards and functions as a means for the exercise of indigenous peoples’ substantive rights. It is a standard that supplements and helps effectuate substantive rights, including the right to property, which was the focus of the Court’s judgement in that case, and other rights that may be implicated in natural resource development and extraction” (A/HRC/21/47, para. 49).
- 23) *Surinamese Compliance with Saramaka People v. Suriname*, 19 November 2013, *available at*: <http://hrbrief.org/2013/11/surinamese-compliance-with-saramaka-people-v-suriname/>.
- 24) *Kichwa Indigenous People of Sarayaku v. Ecuador, Merits and Reparations, Judgment, Inter-Am. Ct. H.R. (ser. C) No. 245 (June 27, 2002)*, *available at*: http://corteidh.or.cr/docs/casos/articulos/seriec_245_ing.pdf. See also, “Confirming Rights: Inter-American Court Ruling Marks Key Victory for Sarayaku, People in Ecuador,” *available at*: <http://www.culturalsurvival.org/publications/cultural-survival-quarterly/confirming-rights-inter-american-court-ruling-marks-key#sthash.9yGMDqIN.dpuf>.
- 25) Judgment, *ibid.*, paras.232,341.

参考文献

- Boer, Ben (ed.), 2015 *Environmental Law Dimensions of Human Rights*, Oxford University Press, pp.1-246.
- Boyle, Alan, 2011 “Developments in the International Law of Environmental Impact Assessments and their Relation to the Espoo Convention,” 20 *Review of European Community & International Environmental Law*, pp.227-231.
- Castillo, Nadia Sanchez, and Bian, Young, Fall, 2014, China’s Obligation to Conduct Transboundary Environmental Impact Assessment (TEIA) in Utilizing Its Shared Water Resources,” 55 *Natural Resources Journal Natural Resources Journal*, pp.105-125.
- Cymie R. Payne, 2010 “Pulp Mills on the River Uruguay: The International Court of Justice Recognizes Environmental Impact Assessment as a Duty under International Law,” 14 *American Society of International Law Insight*, pp.10-14.
- Druel, Elisabeth, 2013 “Environmental Impact Assessments in Areas beyond National Jurisdiction,” *Biodiversity*, pp.1-34.
- Emhardt, Andrew D., 2014 “Climate Change and the Inuit: Bringing an Effective Human Rights Claim to the United Nations,” 24 *Indiana International & Comparative Law Review*, pp.515-546.
- Kalimo, Harri, and Staal, Tim, 2015 “‘Softness’ in International Instruments: The Case of Transnational Corporations,” 42 *Syracuse Journal of International Law & Commerce*, pp.444-525.
- Selvig, Kirsten, 2012 “Establishing Marine Protected Areas on the Open Ocean Requires an End to the Freedom of the Seas,” 22 *Minnesota Journal of International Law*, pp.35-68.
- Tuholske, Jack, and Foster, Mark, 2014 “Solving Transboundary Pollution Disputes Locally: Success in the Crown of the Continent,” 92 *Oregon Law Review*, pp.649-722.
- Warnar, Robin M, 2015 “Conserving Marine Biodiversity in Areas Beyond National Jurisdiction: Co-Evolution and Interaction with the Law on the Sea,” in Rothwell, Donald R, Ouda Elferink, Alex G, Scott, Karen N, and

Stephens, Tim, pp.752-776.

石橋可奈美 2014 (b) 「環境保護と投資—投資が有する人権法アプローチとしての機能—」『東京外国語大学論集』89号, pp.57-98.

石橋可奈美 2014 (a) 「環境保護実現と水に対する権利—人権法アプローチにおけるその有用性—」『東京外国語大学論集』88号, pp.13-43.

石橋可奈美 2013 「国際環境保護の実現と人権法アプローチ—手続的権利の成熟と環境紛争処理におけるその活用—」『東京外国語大学論集』87号, pp.32-60.

石橋可奈美 2007 「海洋環境保護と PSSA (特別敏感海域) : 海域別規制を基盤とする関連保護措置とその限界」『香川法学』26号 (3/4), pp.271-307.

石橋可奈美 1996 「環境影響評価 (EIA) と国際環境法の遵守」『国際社会の組織化と法 内田久司先生古希記念』信山社, pp.249-297.

The role of environmental impact assessment for global environmental protection: Towards more practical solutions in environmental dispute settlements

ISHIBASHI Kanami

This paper analyses the new role of environmental impact assessment (EIA hereinafter) for global environmental protection. The EIA is mainly used for assessments of environmental impacts of projects carried for developments based on precautionary principle or precautionary approach, which aims to prevent from occurring any environmental damages in advance. However, nowadays, there are the new movement in the field of Law of the Sea and the Convention of Biodiversity (CBD hereinafter). While the UN Convention of Law of the Sea (UNCLOS) traditionally adopted sectorial approaches based on areas like territorial sea, EEZ or the high seas to rule and regulate states' various rights and obligations, the above new convention is to be very different; it pursues only marine living environmental protection and somehow to override the existing states' rights and obligations, particularly in the ABNJ (Area Beyond National Jurisdiction), depending on EIA system to be coordinated with CBD. Therefore, it is expected that the EIA would play much larger role for global environmental protection not only to implement precautionary principle or precautionary approach but also to provide better and practical solutions in dispute settlements. Eventually, it would contribute to the field of international environmental law as one of the core pillar which could be functioned in a cross-sectoral manner.

